28282370

福岡高等裁判所

平成30年(ネ)第769号

平成31年03月28日

福岡県(以下略)

第1審原告 X1(以下「1審原告X1」という。)

福岡県(以下略)

第1審原告 A党X2支部(以下「1審原告支部」という。)

同代表者支部長 X1

上記両名訴訟代理人弁護士 三角恒

福岡県(以下略)

第1審被告 Y1

福岡県(以下略)

第1審被告 Y2(以下「1審被告Y2」という。)

福岡県(以下略)

第1審被告 Y3(以下「1審被告Y3」という。)

福岡県(以下略)

第1審被告 Y4(以下「1審被告Y4」という。)

福岡県(以下略)

第1審被告 Y5

上記5名訴訟代理人弁護士 岡田武志

同 木佐茂男

主文

- 1 原判決中1審原告X1の請求に係る1審被告ら敗訴部分をいずれも取り消す。
- 2 上記の部分につき、1審原告X1の請求をいずれも棄却する。
- 3 1審被告らのその余の控訴をいずれも棄却する。
- 4 1審原告らの各控訴をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じて、1審被告らに生じた費用の100分の3と1審原告支部に生じた費用の40分の3を1審被告らの負担とし、1審原告支部に生じたその余の費用と1審被告らに生じた費用の100分の37を1審原告支部の負担とし、1審被告らに生じたその余の費用と1審原告X1に生じた費用を1審原告X1の負担とする。
- 6 原判決主文2項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告ら

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 1審被告らは、1審原告X1に対し、連帯して660万円及びこれに対する平成28年12月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 1審被告らは、1審原告支部に対し、連帯して440万円及びこれに対する平成28年12月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 1審被告ら

- (1) 原判決中、1審被告ら敗訴部分をいずれも取り消す。
- (2) 1審原告らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要(以下、略語は原判決の例による。)

- 1(1) 本件は、権利能力なき社団である1審原告支部及びその代表者である1審原告X1が、1審被告らを含む9名の者において共謀の上、1審原告X1の失墜をもくろみ、1審原告支部を分裂させた上で新たな支部を設立すること等を企て、1審原告X1の権限を無視して、招集権限のない者により1審原告支部の選考委員会の設置、役員会の招集、臨時代議員会の設置、支部大会の開催等をし、新支部長を選任したと偽るなどの共同不法行為をし、これにより、1審原告らの名誉、信用を毀損したと主張して、1審被告らに対し、1審原告X1が不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき660万円(慰謝料600万円と弁護士費用60万円)及びこれに対する不法行為の後の日である平成28年12月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を連帯して支払うよう求め、1審原告支部が不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき440万円(慰謝料400万円と弁護士費用40万円)及び前同様の遅延損害金を連帯して支払うよう求めた事案である。
- (2) 原審は、1審原告X1の請求を、1審被告らに対し、連帯して66万円とこれに対する平成28年 12月17日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める限度で、1審原告支部の請求を、1審被告らに対し、連帯して33万円とこれに対する平成28年12月17日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める限度で、それぞれ認容し、その余の請求をいずれも棄却した。(なお、原審において被告とされていた9名の者のうち1審被告らを除く4名については原審において和解が成立した。)
- (3) 当事者双方がそれぞれその敗訴部分を不服として控訴をした。なお、1審被告らは、1審原告らの請求が認容された場合に仮執行免脱宣言を付するように求めた。
- 2 当事者の主張は、原判決7頁9行目の「共謀により」を「共謀による」と改め、次のとおり当審における補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の1ないし4(原判決3頁9行目から12頁16行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - 3 当審における当事者の補充主張
 - (1) 1審原告らの主張
- ア(ア) 原判決は、1審被告らが、1審原告X1に無断で、無権限かつ秘密裏に選考委員会を設置 したという不法行為の存在を認めることができないとした。

しかし、平成27年1月24日に役員会が開催され、選考委員が選任されたことを裏付ける議事録等は存在せず、選考委員が選任されたことやその後の選考委員会の日程等が1審原告X1に報告された

ことはない。そもそも選考委員会の設置は任意で、支部長の判断で行うものであり、平成26年12月末の時点で支部長を続投する意思を有していた1審原告X1が、大半の役員もそれに疑問を有していない状況の下で選考委員会を設置する理由はない。

特に1審被告Y3が選考委員に選任された事実については、選考委員の選任について支部長に権限があると解される(支部規約24条及び役員選任規定)にもかかわらず、1審原告X1に報告もしなかった(原審被告Y3本人43、44頁)というのであるから、選考委員会の設置自体も1審原告X1に無断で行われたと推認することができる。

1審被告らが当審において提出した証拠(乙10の1ないし3)は、これまでに1審被告らを含む9名が申し立てた職務執行停止仮処分(本件仮処分事件)における審理の機会を含めても提出されたことのなかったものであり、当審に係属した時点で新たに作成された疑いが強い。その内容を見ても、役員会で審議する必要がない選考委員会の設置等が審議された形になっていて不自然であり、その体裁は容易に偽造することができるものである。

なお、1審原告らは、本件仮処分事件の答弁書において、1審原告X1の知らないところで選考委員会が設置され勝手に選考委員が選任されたことを認めたにすぎない。

(イ)a 原判決は、1審被告Y3らが平成27年11月30日付けでA党福岡県支部連合会(本件連合会)宛てに提出した「A党X2支部運営に関する異議申し立てについて」と題する書面(甲49。本件異議書面)の記載内容について、違法性がないとした。

しかしながら、役員会の招集方法について支部規約等に規定はなく、役員会に出席の機会を与えるために相当な方法を採れば足りると解すべきところ、本件では1審被告Y3以外の役員(市議会議員)については直接役員会への招集通知はされていないものの、市議会議員団長である1審被告Y3に招集の連絡をすれば他の市議会議員にも当然に周知することができるのであるから、1審原告X1を新支部長に選任した平成27年7月10日付けの緊急役員会(本件緊急役員会)の招集手続に瑕疵はない。したがって、本件異議書面における1審原告X1による支部規約を無視した支部運営が行われているなどの指摘は真実ではない。

また、原判決は、平成26年から平成27年にかけて1審原告支部の役員の離党や党員の大幅な減少が見られたので、本件異議書面で指摘された見解は、その前提となる事実が重要な部分につき真実といえると述べているところ、その根拠とされた党員一覧表(甲50)は1審被告Y3らが1審原告X1に無断で作成したもので信用性に疑問がある上に、党員数は平成26年以前から減少している。またその後党員数は増加しているから、本件異議書面の内容は事実に反する。

その上、1審被告らが本件異議書面を作成したのは、1審原告X1を支部長から排斥し失脚させる ためのものであり、公益目的であることは断じてあり得ない。

- b その後の代議員会、支部大会における報告も同様の内容を報告するものであるから、同様に違 法性があることは明らかである。
- (ウ) 原判決は、平成28年6月18日付け発行のA党X2支部だより(甲79。本件支部だより)の記載について、1審原告X1の名誉、信用の毀損に直ちにつながる事実が記載されているものとはいえないとした。

しかしながら、本件支部だよりは、それ以前の一連の経過である本件異議書面の内容などを踏まえて解釈される必要があり、1審原告X1が権限濫用行為を行って1審原告支部を私物化している旨を指摘するものであることは明らかである。

イ 1審被告らの主張について

- (ア) 1審被告らは、本件紛争が平成27年4月の県議会議員選挙に端を発するものであることを 否定する。しかしながら、同人らは、県議会議員選挙でA党公認候補である1審原告X1以外の者を支 援したことで誓約書を作成している(甲18の1ないし7)のであり、本件紛争の発端が上記の県議会議 員選挙にあることは明らかである。
- (イ) 1審被告Y3においても、1審原告支部の支部長は最終的には1審原告支部の党籍を有していなければならないことは認めていた(原審被告Y3本人47頁)。1審被告らが主張するBらについても、もともとA党員であり、支部長就任と同時に1審原告支部の党籍を取得した。

(2) 1審被告らの主張

- ア(ア) 本件紛争の発端は、1審原告X1において平成27年6月29日の選考委員会で次期支部 長候補として自身が推薦されないことを察知したことから、支部規約(甲1)や役員選任規定(甲2)に違 反する手続により、緊急役員会を開催して新支部長として選任されたと宣言したことにある。1審被告 らはこのような手続違反を放置できないことから異議申立て等を行ったものである。
- (イ) 支部規約3条において、1審原告支部はX2市に在住する党員をもって構成するとされているものの、これはX2市内に在住するA党員から構成されることを規定するだけであり、1審原告支部に党籍を有していなければならないとまでは規定されていない。支部規約4条における本支部の党員とは本部党員及び1審原告支部党員とするとの規定も、1審原告支部の党員の種類について明らかにするにすぎない。また、支部長についても、役員選任規定では党員中から選出するとされているのみで、1審原告支部に籍を置く党員から選出するとはされていない。以前には、福岡県C支部に所属していたBが1審原告支部の支部長に就任していた(乙8、9)。また、更に古くは元X2市長であったD氏やE氏が1審原告支部の党籍がない中で支部長を務めていた。したがって、1審原告支部に党籍を有しなくても同支部役員を務めることは可能である。
- (ウ)a また、Fは離党届を提出したものの1審原告X1は受理していないから、依然として離党していない。なお、Fはその後、参議院選挙区支部に籍を置き、A党本部党員となっている。
- b Gの本件緊急役員会における発言は離党の意思を表示したものでもなく離党届も提出していないから依然として離党していない。なお、Gはその後、参議院選挙区支部に籍を置きA党本部党員となっている。
- (エ) このように、1審原告支部の党員であったFが招集した平成28年2月27日の役員会、その後の臨時代議員会の開催手続に瑕疵はなく、同年2月21日の選考委員会で支部長候補者として推薦されたGは、役員会を経て臨時代議員会で適法に新支部長に選任された。適法に選任された新役員が配布した本件支部だよりは当然に相当なものであり、本件要望書の提出にも偽りはない。

仮に、GやFの本件支部党員としての党籍が失われていたとしても、役員であることの資格は維持されており、過去にそのような運用があったことを踏まえれば、仮に役員であることの資格も失われてい

たとしても、1審被告らが、F及びGがその地位にあることが適法であると信じていたことに過失はないから不法行為は成立しない。

(オ) なお、本件支部だよりの配布は、慣例で行われたものであり、1審被告らが意を通じて配布したとはいえない。

イ 1審原告らの補充主張について

- (ア) 役員の任期が到来しているにもかかわらず支部規約に基づく選考委員会の設置等がされないのは不自然である。実際、1審原告X1が出席した役員会でも、平成27年1月以降、選考委員選任の件が審議、報告の対象となっている(乙10の1ないし3)。1審原告X1の続投が問題視されていない中で、選考委員の選任に1審原告X1が反対する理由はなかった。また、1審被告Y3が選考委員になったのは、当初A党市議団の代表として選任された1審被告Y2と、市議団の代表を交代したためにすぎない。現職支部長による恣意的な選考委員の選任を避けるため、これまで慣例として4ないし5校区から1名ずつと市議会議員の代表者1名が選考委員として選任されてきたものであり、支部長にはその選任権限はない。
- (イ)a 平成27年7月10日付けの緊急役員会の招集方法は、1審原告X1の秘書から1審被告Y3 に対し、電話で連絡があり、その内容も市議団は代表のみの出席でよいという内容で、役員である他の議員には連絡をしていないとのことであった。
- b このように招集方法に著しい瑕疵が認められる中で1審原告X1を支部長として再任した緊急役員会の決議が無効であることはいうまでもなく、本件異議書面の内容は真実である。少なくともそのように信じるに足りる相当の理由がある。

支部党員数の減少については、党員数一覧表(甲50)は、支部党員証の発行を支援していた1審 被告Y4の管理する当時の党員名簿を基にしたもので十分信用性があり、党員数の減少も事実である。

そして、1審原告X1の支部長選任過程に関する事実関係について主張することは、政党支部の代表者である支部長選任の手続に関することであるから公益目的があることも明らかである。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、1審原告支部の請求は、33万円とこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、1審原告X1の請求は、いずれも理由がないものと判断する。その理由は以下のとおりである。
- 2 認定事実は、原判決を次のとおり補正するほか、原判決「第3 当裁判所の判断」の1(原判決12 頁18行目から24頁11行目まで)に記載のとおりであるからこれを引用する。
 - (1) 原判決14頁16行目と17行目の間に次のとおり加える。

「46条 本規約の改正は、支部大会の議を経て行うものとする。」

- (2) 同19頁7行目と8行目の間に次のとおり加える。
- 「(オ) G及びFは、平成28年4月11日までにA党の福岡県参議院選挙区第2支部党員となった。 (甲28の3、甲30)」
 - (3) 同20頁19行目の「幹事名義」を「幹事長名義」と改める。
 - (4) 同22頁23行目と24行目の間に次のとおり加える。

「 また、本件連合会は、同年5月2日付けの郵便で、Gに対し、1審原告支部の支部長は1審原告 X1である旨通知した。」

(5) 同24頁11行目の次に以下のとおり加える。

「チ なお、1審原告支部において、過去に支部長を務めたBは福岡県C支部に籍を置くA党員であり、X2市長を務めたE氏が支部長を務めたこともあった。(乙8、9、弁論の全趣旨)」

- 3 当事者の補充主張を踏まえた認定事実の補足説明
- (1) 選考委員会の設置の有無について

ア 1審原告らは、1審原告X1の支部長としての任期が平成26年12月末に満了したことを受けて 選考委員会が設置されたことはないと主張する。

- (ア) しかしながら、平成27年1月24日に役員会が開催され、1審原告X1がこれに出席したことについては、1審原告X1が自認しており(原審原告X1本人21頁)、これを認めることができる。
- (イ) 支部規約(甲1)及び役員選任規定(甲2)によれば、支部役員として支部長を定め、支部長の選任について、支部規約24条に基づき党員中より選考委員を選出して選考委員会を設置し、選考委員会において候補者を推薦し、役員会で候補者を決定し、支部大会で支部長を選任する(ただし、緊急を要する場合、代議員会の決定をもって支部大会の議決に代え、次の支部大会に報告する扱いとできる。)とされる(支部規約6条1項、3項、30条1項、31条、役員選任規定1条)。その上で、選考委員会については、支部規約に個別の定めがないため、特別委員会に当たり、支部長が必要と認めた場合に設置され(支部規約24条1項)、委員会の委員長、副委員長は支部長、副支部長、幹事長で選出し、支部長が任命した上、委員は、委員長と副委員長の推薦により、役員会で決定される(役員選任規定2、3条)。

すなわち、平成26年12月末で任期満了となった1審原告X1の後任の支部長の選任に当たり、支部規約によれば選考委員会において候補者を推薦する必要があり、選考委員の選任については役員会の決定が必要であるから、1審原告X1が出席した平成27年1月24日の役員会で選考委員会が設置され委員まで決定されたと考えるのが合理的である。

1審原告らは、1審原告X1が支部長を続投する意思を有している中で選考委員会を設置する理由はないと主張し、1審原告X1は、支部長の選任の方式について例外はある(原審原告X1本人19頁)などと供述する。しかし、支部規約に選任方式の例外を認める定めはなく、同規約に従えば1審原告X1が続投の意思を有していたとしても選考委員会の推薦を受けることは必要であるから同委員会を設置すべき理由があり、また、本件連合会の方針として地域支部の支部長は県議会議員が選任されるのが通常であると認識していた1審原告X1(原審原告X1本人12頁)において、他の候補者が推薦される可能性を認識していたとは考え難いから、設置に反対する理由はなく、同人が選考委員会の設置を不要とする判断をしたことを示す証拠はない。

(ウ) その上で、平成27年6月20日の時点で選考委員長であるとされるHが、支部長についてなかなか決まらないと述べていたこと、選考委員会が支部長をいろいろなところに頼みに行っているといううわさは聞いていたことは1審原告X1自身が自認する(原審原告X1本人9、10、19頁)ところであるから、選考委員会が存在し、活動していたことが認められる。

- (エ)加えて、1審原告らは、本件仮処分事件の申立書(甲92)において、債務者X1の後任として新たな支部長を選任するため、平成27年1月24日、選考委員が選任され、選考委員会が組織され、同年6月29日、選考委員会は、今後の候補者推薦の進め方や方向性を協議し翌月の7月末を目途に推薦者を決定することで一致したと主張されたことに対し、認めると答弁しており、その際、それが1審原告X1に無断でされた旨の主張はしていない(乙7)。
- (オ) これらの事実を踏まえれば、選考委員会の議事録なるものが存在しないことを踏まえても、1 審原告X1の任命した委員長の下で、1審原告X1が出席した平成27年1月24日の役員会で選考委員が決定されて選考委員会が設置されたと認めることができる。
- (カ) 1審原告X1は、平成26年12月末の任期満了後、平成27年6月20日に初めて構成員を知らされるまで、選考委員会が設置されたことを知らなかったと供述する(原審原告X1本人9、10頁)。

しかしながら、1審原告X1は、他方で、選考委員が平成27年1月24日の役員会で選ばれ選考委員会が設置されたかどうかについて問われると「よく分からない」と述べ、あるいは、「メンバーは知りません。」と回答するにとどまっていて(原審原告X1本人21頁)、自ら出席した役員会で選考委員会が設置されたことを明示的に否定しておらず、この点についての1審原告X1の供述は上記の認定を覆すに足るものとはいえない。

1審被告Y3は、選考委員の1名は市議会議員団から選出されるのが慣例であるとの認識を前提に、 市議会議員団の代表を1審被告Y2と交代したことを理由に平成27年6月25日の選考委員会から選 考委員として委員会に出席しているところ、1審原告X1にその旨の報告はしていない(原審被告Y3本 人43、44頁)。

しかしながら、仮に、後にされた選考委員1名の交代が役員会の決定を得ておらず無効であったとしても、そのことは、遡って選考委員会の設置自体が1審原告X1に無断であったことを裏付けるものではないことは明らかである。

イ 以上のとおりであるから、平成27年1月の時点で、1審原告X1の支部長任期が満了となったことを踏まえて、次期支部長選出のため支部規約等に則り選考委員会が組織、設置され、活動していたということができ、同委員会が1審原告X1に無断で設置された事実(当審において引用した原判決第2の1請求原因(以下、単に「請求原因」と表記する。)(3)ア(ア))を認めることはできない。

(2) G及びFの離党について

ア 1審被告らは、Fの離党届は受理されておらず、Gも離党の届出をしたわけではないから平成2 8年2月当時も1審原告支部に党籍を有するA党員であったと主張する。

(ア) Fは平成27年6月30日付けで離党届を提出している(甲15)。また、Gは、1審原告X1も出席した平成27年7月10日の役員会で党員を辞める旨の発言をした(甲37)。

その後、両名の離党については本件連合会に報告され、両名は遅くとも平成28年4月11日までには、福岡県参議院選挙区第2支部に籍を置き、A党に再入党した扱いとなった。その際、継続党員として扱うかどうか問題になった上で、継続党員扱いとされた。(甲30、38)。

(イ) F及びGの両名が福岡県参議院選挙区第2支部に籍を置くに至った際、A党に再入党した扱いとされたことからすれば、それ以前に両名が一旦、A党を離党したことは当然の前提となっていたと

いえるのであり、これらの事実に加え、証拠(甲41)を踏まえれば、遅くともFは平成27年7月10日頃、 Gは同月22日頃までに1審原告支部の党籍を離脱し、併せてA党からも離党したものと認めることが できる。

(ウ) なお、本件異議書面(甲49)の作成名義人及び本件仮処分事件の債権者の構成(甲82、92)や1審被告Y3が一連の行動を行った主体を「私たち」であるとする陳述書を提出していること(乙4)などを総合するならば、1審被告らを含む9名の者は、1審原告X1による支部運営に異議を唱え、連携して行動に及んでいたものと認められる。

したがって、上記のとおりFが離党届を提出し、その後受理された事実やGの役員会における上記発言の事実、さらには両名がA党を離党したことを1審被告らが知らなかったとは考え難く、同人らは、いずれもこれらの事実を知っていたものと認めるのが相当である。これに反する原審被告Y3本人尋問の結果(同31頁)は採用することができない。

イ 以上によれば、平成28年2月当時、G及びFは1審原告支部に党籍がなく、A党員でもなかったと認められる。

4 各不法行為の成否について

(1) 1審原告X1の主張について

ア 1審原告X1は、平成27年7月10日開催の緊急役員会(本件緊急役員会)で選任され、後に支部大会で報告、承認されることを前提とした1審原告支部の支部長たる権限を有することを前提に、仮にそうでなくても、前任支部長としての権限を有することを前提に、1審被告らを含む9名の者が共謀の上、〈1〉〈ア〉支部長たる権限を有する1審原告X1に無断で選考委員会を設置し(請求原因(3)ア(ア))、〈イ〉上記役員会で選任された1審原告X1の支部長たる地位を争って仮処分を申し立て(同(イ))、〈ウ〉離党により幹事長の地位を喪失したFにより招集された違法無効な役員会、臨時代議員会を経て、既に離党していたGを支部長として選出するなどして(同(ウ)ないし(キ))、1審原告支部党員に誤った情報を与えて支部長である1審原告X1の信用を毀損して精神的苦痛を与えるとともに、〈2〉〈ア〉平成27年11月30日、本件連合会宛てに提出した文書の内容(請求原因(3)イ(ア)、〈イ〉平成28年4月23日の臨時代議員会でされた経過報告の内容及び配布された同旨の経過説明の内容(同(イ))、〈ウ〉平成28年5月7日の支部大会における指摘の内容(同(ウ))、〈エ〉平成28年8月1日、本件連合会に提出された本件要望書の内容、〈オ〉平成28年6月18日付けで発行された本件支部だよりの内容が、いずれも1審原告X1の名誉を毀損するものであり、同人に精神的苦痛を与えたと主張する。

イ 信用棄損の存否について

- (ア) 上記のとおり、1審原告X1の支部長としての任期が満了するに当たり、支部規約に則り選考委員会が設置されており、1審原告X1に無断で選考委員会が設置された事実(請求原因(3)ア(ア))を認めることはできない。
- (イ) また、平成27年7月10日に開催された本件緊急役員会に当たっては、1審原告支部役員である市議会議員(支部規約6条1項)のうち1審被告Y3以外の者に招集通知がされたことを認めるに足りる証拠はない。支部規約等に役員会の招集に関する定めはないものの、招集通知をすべきことは

会議開催の当然の前提であり、その方法に定めがないからといって招集そのものを怠ってよいという 理由にはならないことは明らかであり、1審原告らが主張するように市議会議員である役員については 市議会議員団長に招集通知をすることで招集があったものとみなす旨の支部規約の規定やそのよう な慣行等が存在することを認めるに足りる証拠もない。

したがって、本件緊急役員会の開催手続には瑕疵があるというべきである。

また、支部規約によれば、支部長の選任に当たっては、選考委員会による候補者選定が前提となるから、その手続を経ていない点においても本件緊急役員会における支部長候補者の決定には瑕疵がある。

そうすると、本件仮処分事件の申立ての時点では、本件緊急役員会における無効な選任決議を得たのみで、未だ支部総会による決議も得ていなかった1審原告X1は、前任支部長として依然として支部長としての権限を有することはともかく、新支部長としての地位を有していたと認めることはできない。

したがって、本件緊急役員会で選任されたことを前提とした1審原告X1の支部長たる地位を争うこと(請求原因(3)ア(イ)a、b)自体には理由がないとはいえない。

(ウ) もっとも、1審原告X1は新たに支部長に選任されていないとしても前任支部長には当たる。そして、後述のとおり、請求原因(3)ア(ウ)b、(エ)aの各事実が認められ、Gを支部長に選任した過程には手続の瑕疵があって、Gは新支部長として選任されていないと認めることができる。したがって、1審原告X1は支部規約7条2項に基づき依然として前任支部長としての地位と権限を有しており、それも否定しようとする1審被告らの行動は、1審原告支部党員として支部規約に従うべき注意義務に反しているといえる。また、当審において補正して引用した原判決第3の1認定事実(4)ケ(オ)のとおり、1審被告Y3は、1審原告X1名による1審原告支部関連の案内等があった場合にはこれに参加せずに、Gを支部長とした1審原告支部の運営に協力するよう呼び掛けており、これは積極的に1審原告X1による支部運営を妨げようとする行為といえる。

しかしながら、1審原告X1が前任支部長としての権限を有するとはいっても、客観的には任期が満了している状況にあり、1審被告らの上記行為が1審原告支部の機関としての1審原告X1の権限の行使を妨げ、1審原告支部の組織運営を混乱させ、同支部の対外的な信用を毀損するものであったとしても、それによって1審原告X1個人のいかなる信用が毀損されたのかについては、これを具体的に認めるに足りる主張、立証はない。

(エ) 以上のとおりであるから、1審原告X1の信用棄損に係る不法行為に基づく損害賠償請求には理由がない。

ウ 名誉棄損に基づく不法行為について

(ア)a 本件異議書面(甲49。請求原因(3)イ(ア))は、1審原告X1が本件緊急役員会で支部長に選任されたと主張していることについて、〈1〉本件緊急役員会の開催に当たり役員である国会議員や市議会議員(支部規約35条2項、6条1項)に招集通知がされていないなど不備があり本件緊急役員会が成立しておらず、〈2〉支部規約によれば支部長は役員会で選任するとはされていないことから、1審原告X1は支部長に再任されていない、それにもかかわらず新支部長として支部運営を行うという行為などが党規に違反する可能性があり、その影響が平成26年10月以降の離党者数に現れている旨

を告げて本件連合会による支部運営に対する配慮を求める内容である。

b 前記のとおり、支部規約の定めによれば支部長の選任は支部大会の決議事項であり、役員会に選任の権限はなく、さらに、本件緊急役員会の開催手続に瑕疵があったのだから、1審原告X1が支部長に再任されていないとする本件異議書面の前提となる事実の主要部分は真実であるといえる。

なお、1審原告らは本件仮処分事件が決着した後の平成28年12月3日に代議員会を開催し1審原告X1が新支部長に選任された(甲67の1、2)ことを指摘するものの、そのことは、本件異議書面作成日付である平成27年11月30日当時において支部規約等に定められた手続がとられていなかったとの認定を左右する事情には当たらない。

- c また、A党X2支部党員数一覧表(甲50)によれば、1審原告支部の党員数は平成22年以降毎年減少傾向にあるとはいえ、平成27年の減員数は118名であり、それ以前の最多の減員数82名に比較しても4割程度増加しているから、1審原告X1が新支部長に再任されたと主張していた当時に党員数が大幅に減少したとの指摘は事実であると認められる。1審原告らは甲第50号証の信用性に疑問を呈しているものの、疑問を呈するのみで1審原告支部の党員数について当時の正確な員数を明らかにする証拠は提出されていない。一方で、1審原告らは、党員名簿のデータが記録された記憶媒体を甲第50号証の作成者である1審被告Y3が所持していたとも主張していることを考慮するならば、甲第50号証は本件の紛争が生じる以前に存在した党員名簿を前提に作成されたと推認され、信用することができる。なお、平成29年3月時点で党員数が442名に増加したからといって本件異議書面作成当時に党員数が減少していた事実が否定されるわけではない。
- d そして、本件異議書面の内容及びその前提となる事実の主要部分が真実であることを踏まえると、政党支部の支部長の、支部長としての行状について本件連合会の配慮を求める本件異議書面は公共の利害に関するものであり、特段の事情がない限り公益目的によるものであることが推認され、そこに1審原告X1の追い落としという目的が仮に混在していたとしても、専ら公益を図る目的によるものであったと認めることができる。
- e したがって、本件異議書面の内容は、仮に1審原告X1の社会的評価を低下させると判断されるとしても、違法性を欠くものというべきである。
- (イ) 平成28年4月23日の臨時代議員会でされた経過報告の内容及び配布された同旨の経過説明の内容(請求原因(3)イ(イ))、同年5月7日の支部大会における指摘の内容(同(3)イ(ウ))、同年8月1日、本件連合会に提出された本件要望書(甲64)の内容(同(3)イ(エ))は、おおむね、本件異議書面と同旨の内容を前提事実として述べた上で、支部運営が1審原告X1によって私物化されている旨の評価を述べるものであって、同様にその前提となった事実の主要な部分は真実であり、これらの行為が公共の利害に関するものであって、専ら公益を図る目的によるものであったと認められるから、違法性を欠くものということができる。
- (ウ) 平成28年6月18日付けで発行された本件支部だより(甲79)の内容(当審における補充主張(1)ア(ウ))のうち、支部の基盤は分会党員の方で、そこから選出された方々が分会長や女性部長などの役員として支部規約規定に基づき運営すべきであり、1審原告支部が北朝鮮のような独裁政治とならないよう気を付けたいものであるといった記載の部分は、1審原告X1の支部運営を念頭に置い

たものであると考えられるが、Gが支部運営を行うに当たっての自戒の念を記載したものともいえるから、その内容が1審原告X1の社会的評価を低下させるものであるとまでは認められない。

- (エ) 以上のとおりであるから、1審原告X1の名誉棄損に基づく不法行為の主張も理由がない。 エ よって、1審原告X1の請求は理由がない。
- (2) 1審原告支部の主張について

ア 1審原告支部は、1審被告らが、何ら権限がないにもかかわらずGが新支部長に選任されたかのような偽りの外形を作出するなどし、1審原告支部党員やX2市民を混乱に陥れて1審原告支部の存続にかかわる事態を招き、その信用を毀損した旨主張する。

イ(ア) 1審原告支部は、X2市に在住する党員をもって構成するとされているところ(支部規約3条)、ここにいう党員とは、支部規約が1審原告支部の規約であることからすれば、1審原告支部に籍を置くA党員をいうものと解するのが相当である。

ここでいう党員に1審原告支部に籍を有しないA党員を含めるという解釈は、1審原告支部の自主 的運営とも矛盾し、1審原告支部以外の組織に籍を置くA党員もX2市内に居住する限り、1審原告支 部の賞罰の対象となり(支部規約21条)、1審原告支部の党費を負担する(同42条)こととなり、相当 ではない。なお、1審被告らは、1審原告支部の党員数の減少(甲50)をもって1審原告X1の支部運営 を批判する根拠の一つとしているところ、ここでいう党員数も1審原告支部に籍を置くA党員数である (当審答弁書8、9頁)。

- (イ) そして、1審原告支部は本件連合会を構成する各地域支部(県内の各県議会選挙区を単位とするもの)の一つとして、自律的に支部規約を定め、また、支部規約6条、8条等の規約に従って役員及び支部長を選任するなどして自主的に支部を運営していること(甲1、2、35)に鑑みると、1審原告支部の代表である支部長や役員は、規約に選任資格に関する特段の規定がない限り、1審原告支部を構成する党員、すなわち1審原告支部に籍を置くA党員から選任されるものと解するのが相当であり、そうである以上、1審原告支部の党籍を喪失した者は、1審原告支部役員たる資格も失うものと解すべきである。
- (ウ) 1審被告らは、Gが、平成28年2月21日に選考委員会により支部長候補として選定され、Fが幹事長として招集した同月27日の役員会において支部長とすることに賛意を得、Fが幹事長として開催した臨時代議員会で支部長に選任されたと主張する。

しかしながら、上記のとおり、1審原告支部の党籍を喪失した者は、1審原告支部役員の資格を失う ものと解されるから、遅くとも平成27年7月10日頃までにA党を離党したFは、平成28年2月時点でA 党員ではなく、1審原告支部の党籍も有しておらず、1審原告支部幹事長の地位も喪失しており、同人 が、その後、改めて幹事長に選任された事実を認めるに足る証拠はない。

したがって、Fは上記役員会の招集権限を有しておらず、役員会の開催手続には重大な瑕疵がある。また、Fが幹事長として平成28年4月10日に開催した役員会についても同様の瑕疵があり、そこで開催が決定され、Fが招集した臨時代議員会の招集、開催にも同様の瑕疵がある。

そうすると、Gが適正な手続を経て新支部長に選任されたと認めることはできない。

なお、後にA党において、Fの再入党時に継続党員扱いとしたからといって、上記の瑕疵が治癒され

ると解することもできない。

- (エ) なお、1審被告らは、支部規約3条にいう1審原告支部を構成する党員とは、X2市内に在住するA党員であり、支部長についても、1審原告支部に籍を置く党員から選出される必要はない旨主張し、B(乙8)らの例を挙げる。しかしながら、平成28年2月当時、F及びGは、そもそもA党員ではなかったのだから、上記主張は前記の結論を左右しない。
- ウ(ア) 前記のとおり、1審原告X1の本件緊急役員会における支部長選任手続には瑕疵があったとはいえるものの、支部規約の定めにより、新支部長が選任されない限り、1審原告X1は前任支部長としての権限を有するのであるから、仮に1審被告Y3らに対する除名処分が無効であり、依然として1審被告らがいずれも1審原告支部に党籍を有するとしても、1審原告支部の運営に当たっては、それを踏まえた対応が求められる。
- (イ) 前記のとおり、1審被告らは、1審原告X1による支部運営に異議を唱え、連携して行動していたものと認められるから、F及びGの離党の事実を知っており、Gが新支部長に正当に選任されたものでないことも知っていたと認められる。

さらに、本件連合会からは、平成28年5月2日頃には、1審原告支部の支部長は1審原告X1である旨の通知がGに対してされており(甲28の1ないし3)、1審被告らはそのことも知っていたと認められる。

- (ウ) そうすると、1審被告らが、適正な手続によらずに選任されたGを正当な新支部長と主張して 1審原告支部の運営を行おうとした一連の行動は、依然として前任支部長として権限を行使し得る1審 原告X1による支部運営を妨げ、1審原告支部の運営をいたずらに混乱させるものであり、1審原告支 部に党籍を有する党員として果たすべき義務に反するものであるというべきである。なお、1審被告Y3 らが党員でないにもかかわらずこのような行為に及んだとした場合、それが違法であることはいうまで もない。
- (エ) 証拠(甲21ないし24(枝番を含む。)、54ないし58)によれば、1審被告らによってもたらされた1審原告支部の運営の混乱により、1審原告支部に籍を置くA党員らが安定した1審原告支部の運営に対して有していた信頼が毀損され、1審原告支部の社会的評価が低下したものと認められる。

したがって、請求原因(4)アの事実の一部が認められ、1審被告らのこれらの行為は1審原告支部 に対する不法行為に該当する。

- エ 党員名簿、定期預金証書(請求原因(4)イ、ウ)に係る1審原告支部に対する不法行為に関する主張に対する判断については、原判決30頁22行目冒頭の「ア」を「(ア)」と、同31頁3行目冒頭の「イ」を「(イ)」と改めるほかは、原判決30頁22行目から31頁11行目までのとおりであるからこれを引用する。
- オ 党費の納入(請求原因(4)エ)に係る1審原告支部に対する不法行為に関する主張に対する判断については、原判決31頁13行目から18行目までのとおりであるからこれを引用する。
 - 5 1審原告支部の損害について

上記のとおり、1審原告支部については、1審被告らの不法行為によりその信用、社会的評価が損なわれたということができ、上記のとおり認定した諸事情等を考慮すると、これにより1審原告支部の被

った損害は30万円を認めるのが相当である。

また、1審原告支部が本件訴訟追行に要した弁護士費用のうち3万円を1審被告らの不法行為と因果関係のある損害と認める。

6 以上のとおり、1審原告X1の請求は理由がなく、1審原告支部の請求は、1審被告らに対し、連帯して、33万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成28年12月17日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

そうすると、原判決のうち、1審原告支部の請求を一部認容した点は相当であるが、1審原告X1の 請求を1審被告らに対して連帯して66万円と遅延損害金の支払を求める限度で一部認容した点は失 当であるから、1審被告らの1審原告X1に対する控訴は理由があり、1審原告支部に対する控訴は理 由がない。また、1審原告らの各控訴はいずれも理由がない。

よって、原判決中、1審原告X1の請求に関し1審被告ら敗訴部分を取り消した上これを棄却することとし、1審被告らのその余の控訴と1審原告らの各控訴をいずれも棄却することとして主文のとおり判決する。なお、1審被告らの仮執行免脱宣言の申立ては相当でないから付さないこととする。 第3民事部

(裁判長裁判官 阿部正幸 裁判官 横井健太郎 裁判官 富張邦夫)